

監査事務局発送の郵便物に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成18年11月2日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

監査事務局発送の郵便物に係る公金支出に関する住民監査請求
の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年9月7日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成18年9月4日消印の高松市監査事務局発送の封筒、平成18年9月4日付高監委第233号文書1頁（注）事実証明書については省略した。）の記載等によると、氏名不詳の高松市監査事務局職員は、高松市の財政が著しく厳しい現状にあることを知りながら、必要もないのに単なる通知文書を80円で郵送することができるにもかかわらず、800円分の郵便切手を使用して本件請求人あてに「書留・配達証明郵便」で郵送をして差額分720円の損害を高松市に与えた違法又は不当な公金支出をした事実が認められる。

高松市が発送する重要な郵便物には、例えば、固定資産税・住民税その他の課税に係る納付書、国民健康保険・介護保険等の保険料の納付書、行政処分の決定通知書などの重要な郵便物は多数存在するが、いずれも普通郵便で発送しているのである。

本件郵便切手に係る公金支出（差額 7 2 0 円分）は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものである。本件郵便切手に係る公金支出は、地方自治法第 2 3 2 条第 1 項、同法第 2 条第 1 4 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第 2 4 2 条所定の要件を備えているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）監査事務局職員が、請求人に対する通知文書を 8 0 円郵便切手使用の普通郵便によらず、8 0 0 円の郵便切手を要する配達証明付書留郵便により郵送したことによる差額金 7 2 0 円の支出が、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、上記の違法または不当な公金支出について、責任を有する者に対して、当該損害の補てんを求めるほか必要な措置をとるよう、高松市長に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 1 8 年 1 0 月 5 日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、監査事務局監査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

- (1) 市監査事務局から住民監査請求人（以下「監査請求人」という。）に発送される通知文書の種類とその発送に関する諸規定

ア 通知文書の種類

市監査事務局が監査請求人あてに発送する通知文書は、いずれも監査委員作成に係るものであり、監査請求人による住民監査請求の受理または却下の文書、これを受理した場合の新たな証拠の提出および陳述（以下「陳述等」という。）の機会付与に関する通知文書、監査結果の文書、暫定的停止勧告に関する文書、勧告に対する措置状況に係る文書および個別外部監査契約に基づく監査または監査委員による監査の決定（以下「個別外部監査」という。）に係る文書などがある。

このうち、受理または却下の文書は、市監査事務局が、住民監査請求書を収受した後、監査委員が当該請求の形式的要件審査を行い、その結果、同請求を受理または却下することを決定した旨を通知するものである。陳述等の機会付与に関する通知文書は、監査委員が住民監査請求を受理することを決定した場合、監査請求人に新たな証拠の提出および請求理由の補足説明を陳述する機会を与える義務があることから、そのために開催する陳述会の日時および場所を通知するものである。また、監査結果の文書は、監査委員が、当該請求内容を監査し、監査委員の合議により決定した監査結果を通知するものである。

そして、暫定的停止勧告に関する文書は、監査請求の受理決定後、

当該請求が、回復困難な損害を避けるため緊急の必要があるなど法に規定された要件を満たし、監査委員が、当該行為を速やかに停止させる必要があると認め、議会、長その他の執行機関または職員（以下「執行機関等」という。）に対し、当該行為の停止を勧告する場合に、その内容を請求人に通知するものである。勧告に対する措置状況に係る文書は、監査の結果、監査委員の勧告を受けた執行機関等が、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じた旨を監査委員に通知した場合に、その内容を監査請求人に通知するものである。

また、個別外部監査に係る文書は、住民監査請求に併せて個別外部監査契約に基づく監査の請求があった場合において、監査委員が、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを相当と認めるときは、その決定を当該普通地方公共団体の長に通知した旨を監査請求人に通知し、相当と認めないときは、その理由を監査請求人に通知するものである。

イ 通知文書の発送に関する規定

住民監査請求があった場合、監査請求人に発送される通知文書のうち、住民監査請求の受理または却下の文書については、法令に何らの規定はなく、また、陳述等の機会付与については、法第242条第6項において、「監査委員は、第4項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」と規定されているものの、その通知方法に関しては、具体的規定はない。

監査結果、暫定的停止勧告および勧告に対する措置状況に係る文書については、いずれも監査請求人に対して通知することを要する旨の規定があり、監査結果については、同条第4項において、「第1項の規定による請求があった場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するととも

に、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されており、暫定的停止勧告については、同条第3項において、「第1項の請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されている。

そして、勧告に対する措置状況については、同条第9項において、「第4項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されている。

また、個別外部監査に係る文書については、法第252条の43第2項において、「監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第242条第1項の請求があった場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があった日から20日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に

直ちに通知しなければならない。」と規定され、同条第9項において、
「住民監査請求に係る個別外部監査の請求があった場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があった日から20日以内に、当該普通地方公共団体の長に第2項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第1項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第242条第1項の請求であったものとみなす。この場合においては、監査委員は、同条第4項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されており、いずれも、監査請求人に対して通知しなければならないと規定しているが、その通知方法について、何ら具体的規定を設けていない。

(2) 市監査事務局の監査請求人に対する通知文書の発送方法とそれに関する法的根拠

市監査事務局は、法令上、監査請求人に対して通知することを要する旨が規定されている監査結果、暫定的停止勧告、勧告に対する措置状況、個別外部監査に係る各文書については、これが確実に送達されたことを確認できる手段として、配達証明付書留郵便を利用しているが、法令上、必ずしもその通知を要する旨の規定がない住民監査請求の受理または却下の文書および陳述等の機会付与に関する通知文書についても、次のとおり、その重要性に配慮し、配達証明付書留郵便により発送している。

まず、受理または却下の文書の重要性について、法第242条の2第2項第3号は、監査委員が請求の日から60日を経過しても監査または勧告を行わない場合、監査請求人が住民訴訟を提起できる要件の一つである出訴期間を、その60日を経過した日から30日以内と定め、しかも同条第3項は、その出訴期間は不変期間であると規定しており、監査請求人が監査対象事項に関して住民訴訟を提起する場合、監査委員が住民監査請求を受け付けた日の翌日が出訴期間の起算日となることから、

請求の受理または却下の日の特定は、監査請求人ら関係者にとって極めて重要な事項であり、その受理日等を監査請求人に文書で通知する必要性が大きい。

また、陳述等の機会付与に関する通知文書については、監査委員が前述の法第242条第6項に規定された義務を誠実に履行するため、日時および場所を特定した陳述会を設け、その機会を監査請求人に提供することを表明するためのものであり、監査委員は、その履行の正確性を期するための最良の方法として文書による通知を採用している。

次に、暫定的停止勧告および個別外部監査に関する通知については、いずれも前述のとおり、監査請求人に対して通知しなければならない旨の法律上の規定があり、これを確実に履行する方法として、文書による通知を行っている。

市監査事務局では、これら監査請求人に対する通知の方法について、法令が具体的に特段の規定を設けていないところから、市監査事務局職員が監査請求人宅へ赴き、直接に文書を交付して通知する方法や、通知文を受領するために来庁するよう監査請求人に電話連絡する方法なども種々検討をしたが、これらの方法では、双方に掛かる時間的および経済的な負担が大きだけでなく、確実性や効率性にも問題があって採用し難く、一般的な通信方法として承認されている文書郵送の方法を採用することが最良であると判断し、その方法をとっている。そして、文書を郵送する場合、普通郵便では確実に通知文書が送達された事実を明確に証明することは困難であるため、普通郵便よりも経費は増加するものの、送達の実態とその日付が証明される配達証明付書留郵便を利用して郵送する方法が最適であると判断し、適切・妥当な措置をしている。

なお、市監査事務局は、郵送料の経費節減を図るため、住民監査請求の受理に関する通知文書は、陳述等の機会付与に関する通知文書と同封し、また、監査請求に併せて個別外部監査契約が求められている場合、監査委員が監査委員の監査によることが相当であると判断したときの個別外部監査に係る通知文書も、監査結果と同封して、監査請求人に発送するなどの工夫を凝らしている。

(3) 市監査事務局が請求人にあてた通知文書を配達証明付書留郵便により郵送した理由とその必要性

市監査事務局は、平成18年8月22日付けで、請求人から提出された「高松市シンボルタワーオフィス支援補助金支出に関する住民監査請求」を受け付け、同月25日に開催された監査委員会議で当該監査請求の受理が決定されたので、同日、受理および陳述等の機会付与に関する通知文書を配達証明付書留郵便により郵送したところ、同月28日に、請求人から、陳述等の機会付与に関する通知文書の件名が意味不明であるため、その理由・根拠を明らかにするとともに、陳述等の機会付与に関する通知文書等を普通郵便で発送できない理由および配達証明付書留郵便で発送する理由も開示されたい旨の照会文書が送達された。そこで、市監査事務局は、同月25日付けで郵送した陳述等の機会付与に関する通知文書の件名を誤って記載したことに気付き、その訂正および謝罪するとともに、今後も請求人に対し送付する陳述会および監査結果の通知に関する文書については、法第242条第4項および第6項の規定に基づく、監査委員の義務を適正かつ確実に履行するため、配達証明付書留郵便により郵送する旨の回答文書を作成し、これを件名修正した陳述等の機会付与に関する通知文書に同封し、同年9月4日付けで郵送している。

なお、市監査事務局は、前述の(2)で示したように、住民監査請求に係る請求人に通知する方法については、配達証明付書留郵便を利用する方法が最適であるという判断をしていることから、件名修正した陳述等の機会付与に関する通知文書についても、配達証明付書留郵便を利用して発送したものであり、請求人から提出のあった照会に対する回答については、郵送料の節減を図るため、これに同封している。

(4) 市が住民に発送する固定資産税などの市税や国民健康保険料などの納付書および行政処分の決定通知書などの文書の送付方法およびそれに関する諸規定

市は、固定資産税等の市税に係る納税通知書を普通郵便により送付している。これは、地方税法第20条第1項が「地方団体の徴収金の賦課

徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と規定し、さらに同条第4項が「通常取扱いによる郵便又は信書便によって第1項に規定する書類を送付した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。」と規定していることに基づくものであり、法律上、普通郵便による送付が認められているものである。そして、同条の2に、書類の送達につき困難な事情がある場合において、地方団体の長が書類を保管し、いつでも交付を受けべき者に交付する旨を掲示場に掲示して行う公示送達をすることができ、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなすという規定まで設け、簡便な送達方法を定めていることに依拠している。

そして、市は、国民健康保険料および介護保険料の納入通知書についても、普通郵便により送付しているが、これは、国民健康保険法第78条および介護保険法第143条が「保険料その他この法律の規定による徴収金 - 中略 - については、地方税法第20条、第20条の2及び第20条の4の規定を準用する。」と規定していることに基づくものであり、市税の納税通知書と同様に、法律上、普通郵便による送付が認められているものである。

また、市は、行政処分に関し、法第238条の4第4項で規定されている行政財産の目的外使用許可については、法が具体的な事務手続を定めていないため、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準を制定し、その申請から許可に至るまでの事務手続を独自に定めており、同基準の第5項第4号で「使用許可（申請内容の一部を拒否する処分を含む。）をすることに決定したときは、使用許可に必要な条件を付してその旨を文書で申請者に通知するものとする。」と規定し、同項第5号で「使用許可をしないことに決定したときは、理由を付してその旨を文書で申請者に通知するものとする。」と規定しているのみで、その通知の送付方

法について、具体的な定めがないため、行政財産の目的外使用許可書を普通郵便で送付しているが、これを配達証明付書留郵便で送付しなければならない特段の理由はなく、その必要性は認められない。

2 監査委員の判断

(1) 市監査事務局職員が請求人に対する通知文書を配達証明付書留郵便により送付した理由およびその必要性について

請求人は、市監査事務局職員が、請求人あての通知文書を80円郵便切手使用の普通郵便で送付できるにもかかわらず、それによらず、必要もなく800円の郵便切手を要する配達証明付書留郵便により送付しており、その差額金720円の支出は、公金の違法または不当な支出に該当すると主張しているため、その通知文書を配達証明付書留郵便により送付した理由およびその必要性について検討する。

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員による違法または不当な行為ないし不作為によって納税者である住民が損失を被ることを防止し、あるいは是正するために、そのような違法または不当な行為の防止・是正・損害補てんなどの措置を請求する権利を直接住民に与える制度であり、多くの民主主義国家で広く採用されており、我が国においても、法第242条の規定により認められている。

そして、この住民監査請求をした住民は、法第242条の2の規定により、監査委員による監査の結果もしくは勧告、議会または長などの措置等に不服があるときは、さらに監査請求に係る違法な行為または公金の賦課徴収や財産の管理を違法または不当に怠っている事実について、訴えをもって、その行為の差し止め、行政処分である当該行為の取消・無効確認、当該怠る事実の違法確認、地方公共団体に代位して行う損害賠償・不当利得返還等の請求を裁判所に対して求めることができる住民訴訟が認められており、住民監査請求は、将来は住民訴訟に至る可能性がある前段の手段として、重要な機能が期待されるものであり、その手続は、厳正かつ確実に執行されることが強く要請されるものである。

そうして、住民監査請求をした住民が住民訴訟を提起する場合、「監査により認められた事実」の(2)で明らかにしているとおり、その出訴期間

は法で定められ、監査委員による監査の結果または勧告に不服がある場合は、その監査の結果または勧告の内容の通知があった日から、監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合は、その措置に係る監査委員の通知があった日から、監査委員が請求の日から60日を経過しても監査または勧告を行わない場合は、その60日を経過した日から、監査委員の勧告を受けた執行機関等が措置を講じない場合は、その勧告に示された期間を経過した日から、いずれも30日以内の不変期間とされており、その出訴期間の実質的な起算点が通知または請求の日となっているところから、これら通知または請求の日の特定が重要な事項となるので、その通知などの手続がいつ行われたかということについては、特に確実に期する必要がある、正確な記録が強く要請される。

市監査事務局は、他の事務とともに、住民監査請求に対する監査委員の監査に関する事務を掌理しており、監査委員による監査が厳正かつ確実に執行されていることを正確に記録する責務があり、その手続において、法が監査請求人に通知すべきことを規定している監査結果、暫定的停止勧告および勧告に対する措置状況などの通知文書はもとより、法が端的に監査請求人に対して通知すべきことを規定してはいないものの、重要な事項に関する通知文書については、それらの通知が確実に監査請求人に対して執行された事実を記録に留める必要があるところ、それら通知文書の送付方法については、「監査により認められた事実」の(2)で明らかとなっており、法令に何らの定めはなく、市監査事務局において、適宜、各種方法を検討し、最良のものを決定しなければならないこととなるが、市監査事務局は、その検討結果、それら通知文書の送付方法として配達証明付書留郵便による方法を採用している。

この配達証明付書留郵便による送付方法は、実務上、確実性および経済性などの観点から、この種の文書の送付方法として広く利用されており、一般的に最良の送付方法として承認されているものであり、市監査事務局が上記各通知文書の送付方法として、これを採用したことには合理的な理由が認められ、相当かつ妥当なものと判断することができる。

なお、この点に関連して、請求人は、市から住民あてに発送される固定資産税などの市税や国民健康保険料などの納付書および行政処分の決定通知書などが普通郵便によって送付されていることに照らすと、市監査事務局職員が請求人に送付する通知書を高額な費用を要する配達証明付書留郵便により送付することは相当でなく、必要以上の経費を無駄に使用している旨主張しているので、この点について付言するに、「監査により認められた事実」の(4)で明らかとなっており、市税や国民健康保険料等の納付書は、いずれも、法律上普通郵便による送付が認められているものであり、行政処分の決定通知書については、法令上、何らの取扱規定はないものの、配達証明付書留郵便によることを要する特段の理由はなく、普通郵便によっても十分に機能するものと認め、普通郵便を利用しているものであり、いずれも、市監査事務局職員が送付する通知文書の取扱いとは、その根拠や理由が異なるものであるので、これらを形式的に対比して当否を判断するのは相当ではないことは論をまつまでもないところと言わなければならない、請求人の上記主張には何ら理由がないものと判断する。

(2) 市監査事務局職員が請求人あての通知文書を配達証明付書留郵便により郵送したことの適法性および相当性について

請求人は、市監査事務局職員が、請求人あてに送付した通知文書を80円郵便切手使用の普通郵便によらず、800円郵便切手使用の配達証明付書留郵便によったことによる差額金720円は違法または不当な公金支出に該当する旨主張しているので、この点について検討する。

市監査事務局職員は、「監査により認められた事実」の(3)で明らかとなっており、請求人から平成18年8月22日付けで提出された住民監査請求について、監査委員会議で受理が決定されたので、請求人に対し、その受理の文書とその受理に伴って行う陳述等の機会付与に関する通知文書を郵送していたところ、その送達を受けた請求人から、陳述等の機会付与に関する通知文書に表示されている件名に疑問があり、その趣旨が分からないという指摘がなされ、その理由と根拠を明らかにすることを求められるとともに、それら通知文書を普通郵便によらず、配達証明付書

留郵便で送付した理由を開示されたい旨の照会があったので、市監査事務局職員において、再確認した結果、陳述等の機会付与に関する通知文書の件名表示に誤記があったことが判明した。

そこで、市監査事務局では、早速、その対応を検討した上、請求人に対して、その誤記による不始末を謝罪し、照会事項について誠実に回答するとともに、改めて正規の通知文書を送付し直すことを決め、その謝罪文と通知文書を普通郵便ではなく配達証明付書留郵便で送付した理由や今後も同種通知文書は同方法で送付する方針であることの回答を記した文書および件名修正して新たに作成した正規の陳述等の機会付与に関する通知文書を作成し、これらを同じ封筒に同封した上、これを請求人あてに従前と同方法である配達証明付書留郵便により送付している。

市監査事務局職員としては、請求人あての受理の文書やその受理に伴って行われる陳述等の機会付与に関する通知文書の件名表示に誤記をす事務上の過誤を犯すことはあってはならないことではあるが、陳述等の機会付与に関する通知文書に誤記があるため、その通知文書を受領した請求人が、文書の趣旨を理解できないという以上、その誤記を謝罪して訂正するとともに、新たに正規の件名を表示した陳述等の機会付与に関する通知文書を作成し、これを発送し直して、請求人が本来の通知の趣旨を理解できるように措置する必要があることは言うまでもないところであり、上記誤記の過誤を犯した市監査事務局職員の責任は別問題として、市監査事務局職員が、請求人に対し、新たに作成した正規の陳述等の機会付与に関する通知文書を改めて送付することは当然のこととして是認できるものである。

そして、その送付方法として配達証明付書留郵便を用いたことには、前項で詳述している判断により明らかとあり、合理的な理由と必要性が認められ、適正かつ相当なものと判断されるので、この点に関する請求人の主張も失当であることは明らかであろう。

なお、市監査事務局職員が、新たに作成した正規の陳述等の機会付与に関する通知文書を送付する封筒に同封した上記誤記に対する謝罪と照会回答の文書は、特に配達証明付書留郵便で送付する必要のないもので

あり、別途に普通郵便で送付しても、何ら支障がなかったものであるが、これを上記通知文書送付の封筒に同封して送付すれば、別途に送付することに要する郵送料を支払わずに済み、経費節減に役立つことは明らかであるので、市監査事務局職員がその措置を講じたことは推奨こそされ非難されることでは毛頭なく、適正・妥当なものと判断する。

(3) 市の財政状況と市監査事務局職員が請求人にあてた通知文書を配達証明付書留郵便で郵送したことによる費用負担増の関係について

請求人は、市監査事務局職員が、市の財政が著しく厳しい現状にあることを知りながら、80円郵便切手使用の普通郵便で送付できる通知文書を、800円郵便切手使用の配達証明付書留郵便で送付しており、その差額金720円相当の損害を市に与えた旨を主張しているもので、この点について検討する。

市の財政状況は、合併町分を含む平成17年度決算において、歳入面で、自主財源の根幹をなす市税収入が、4年ぶりに増加に転じているものの、地方交付税関連では、前年度と比べ、約16億円減少している。また、歳出面では、平成19年度にピークを迎える職員退職手当等の人件費の増嵩、合併協議に基づく種々の施策への対応等、財政需要の増加が見込まれ、さらには、今後の税源移譲の本格化など、依然として厳しい状況が続いており、財源の積極的な確保および施策・事業の厳しい選択等に今後とも努めるべきであることは当然であるが、前項までに詳述したことから明らかなように、住民監査請求に係る法の規定やその趣旨に照らし、事務の適正かつ確実な遂行に対する要請等を考えると、市監査事務局職員は、いかに市の財政が厳しい状況にあっても、請求人にあてた通知文書を、配達証明付書留郵便により送付しなければならない職責があり、これを行ったことは適正・妥当なものと言うことができ、これにより市に余分な費用負担をかけ、損害を与えたという事実は認められず、請求人の主張は失当である。

(4) 本件公金支出における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無

最後に、請求人は、本件公金支出について法第232条第1項および

第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金の支出であると主張しているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

市監査事務局発送の郵便物に係る公金の支出については、前項までに論述したところから明らかとおり、正当な理由によって行われており、内国郵便約款に規定されている適正な経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、毛頭、違法・不当なものと言うことはできない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上、検討のとおり、請求人の主張は、いずれの視点から見ても、理由がなく失当である。

よって、本件監査請求には、理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第34号

監査事務局発送の郵便物に係る公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成18年11月2日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

監査事務局発送の郵便物に係る公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年9月7日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成18年9月4日消印の高松市監査事務局発送の封筒、平成18年9月4日付高監委第233号文書1頁（注）事実証明書については省略した。）の記載等によると、氏名不詳の高松市監査事務局職員は、高松市の財政が著しく厳しい現状にあることを知りながら、必要もないのに単なる通知文書を80円で郵送することができるにもかかわらず、800円分の郵便切手を使用して本件請求人あてに「書留・配達証明郵便」で郵送をして差額分720円の損害を高松市に与えた違法又は不当

な公金支出をした事実が認められる。

高松市が発送する重要な郵便物には、例えば、固定資産税・住民税その他の課税に係る納付書、国民健康保険・介護保険等の保険料の納付書、行政処分の決定通知書などの重要な郵便物は多数存在するが、いずれも普通郵便で発送しているのである。

本件郵便切手に係る公金支出（差額 7 2 0 円分）は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものである。本件郵便切手に係る公金支出は、地方自治法第 2 3 2 条第 1 項、同法第 2 条第 1 4 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第 2 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）監査事務局職員が、請求人に対する通知文書を 8 0 円郵便切手使用の普通郵便によらず、8 0 0 円の郵便切手を要する配達証明付書留郵便により郵送したことによる差額金 7 2 0 円の支出が、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

第 3 高松市長に法第 2 5 2 条の 4 3 第 2 項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知

識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。